

平成 31 年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="290 604 1163 827">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="507 1535 943 1602">平成 <u>3 1</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="893 1934 1285 1963">最終改正 平成 <u>3 1</u> 年 4 月 1 日</p>	<p data-bbox="1546 604 2418 827">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1762 1535 2199 1602">平成 <u>3 0</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="2148 1934 2540 1963">最終改正 平成 <u>3 0</u> 年 4 月 1 日</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

平成 31 年度改正	現 行	備 考
<p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正時</u>に業務実績情報として<u>作成した</u>「登録のための確認のお願い」を<u>テクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で</u>、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリス に業務実績情報を登録する際は、「<u>低価格入札である</u>」に<u>チェックをした上で</u>、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。</p> <p>また、<u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される</u>。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認をうけた上で</u>、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し</u>、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、<u>書面により監督職員の確認を受けたうえで</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、<u>業務実績情報システム（テクリス）</u> に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。</p> <p><u>例：【低】○○○○業務</u></p> <p>また、<u>登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない</u>。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提出</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、<u>速やかに発注者の確認を受けた上で</u>、登録機関に登録申請し、<u>登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出</u>しなければならない。</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

平成 31 年度改正	現 行	備 考
<p>第114条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。 <u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u></p>	<p>第114条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

平成 31 年度改正	現 行	備 考
<p>第129条 再委託</p> <p>2. 契約書第〇条第〇項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、<u>測量機器等の賃借</u>、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	<p>第129条 再委託</p> <p>2. 契約書第〇条第〇項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	